

NPO法人

「東三河後見センター」会報 第1号

電話(0533)80-2707

2007年5月16日発行 発行者:NPO法人東三河後見センター

NPO法人東三河後見センター

平成19年5月15日

第一回通常総会のご案内

代表理事 長谷川卓也

新緑の候、会員の皆様におかれましては、ますますご清祥のことと拝察申し上げます。
さて、NPO法人東三河後見センターの第一回通常総会を下記の要領にて開催いたしたくご案内申し上げます。会員の皆様におかれましては、ご多用中誠に恐縮ではありますが、万障お繰り合わせの上、ご出席下さいますようお願い申し上げます。

記

日時: 平成19年5月27日(日)午後1時～1時50分

場所: 豊川市文化会館 2階大会議室

(豊川市代田町1丁目20の4 ☎0533-84-8411)

審議事項

第1号議案 平成18年度事業報告(案)について

第2号議案 平成18年度決算(案)について

第3号議案 平成19年度法人運営体制(案)について

第4号議案 役員の改選について

以上

尚、総会の出欠を別紙の方法により、5月23日(水)までに連絡下さるようお願いいたします。欠席される方は、必ず委任状(記入捺印の上)を、郵送にて送付下さるようお願いいたします。

「福祉施設内の事故」

弁護士 中村 成人

(中村成人法律事務所・東三河後見センター顧問)

社会福祉施設内の介護事故の法律相談や保険請求が増えています。

措置の時代には「預かってもらっていた。お世話になっていた」との意識から泣き寝入りしがちだったものが、契約型福祉に移行し、権利意識が少なからず芽生えてきたのがその理由だとも言われています。

深刻な被害をもたらす代表例が、転倒、誤嚥、行方不明の3つです。

死亡に至った場合、請求額は、慰謝料、免失利益、葬祭費など300万円程度に及ぶこととなります。施設の側でもリスクマネジメントの取り組みが進められています。330件のヒヤリ・ハット事例のうち、怪我に至らないものが300件、軽症が29件、死亡などの重大な事故が1件の割合で起こるという「ハインリッヒの法則」が紹介され、ヒヤリ・ハット事例の収集、それらをもとにしたマニュアルの作成、それらの職員全体への落とし込みを進める施設も少なくありません。

昨今では、理事長や施設長が「うちでは介護事故は1例も報告されない」などと胸を張って言っている施設こそ逆に危ないとみるべきでしょう。

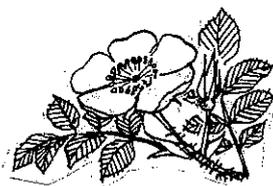
介護事故が起きた場合、施設側は時系列にそって、偽りなく、詳細に、事故が起きた事実関係を被害者家族に説明すべきです。

被害者家族は、施設に無理難題を強いたり、金を要求したいと思っているわけではありません。事故の詳細を知りたいと思っているのです。

したがって、事実関係を調べないまま曖昧な説明をしたり、裁判を恐れて肝心な部分の説明を省いたりすることは、逆に不信を招きます。

事実関係を説明しないまま「当方は道義的な責任にとどまる」などと発信することは、交通事故で言えば、事故態様の説明もしないまま「俺には責任がない」と言っているに等しく、社会人として、あまりに幼稚です。

そうした面では、労働災害が起きた場合の一般企業の対応の仕方の方がしっかりしておりますので、彼等の対応の仕方を学ばれることも有益だと思われれます。



最初の一步を踏み出して

代表理事 長谷川卓也

昨年 11 月 23 日に NPO 法人東三河後見センター設立総会を開催、今年 2 月 22 日は法人登記を終えて正式な法人設立日となりました。後見制度を考える会は一昨年 7 月に最初の集まりがあり、そのころは「本当にできるかしらん？」と私自身半信半疑だったし、多分メンバーの大半もそうだったのではないかと思います。しかし、学習会を繰り返し勉強するたびに、目標とする法人の必要性と可能性について確信が深まり、後は会員の熱意の後押しを受けて一步踏み出すだけでした。NPO 法人の設立で最初の一步はなんとか踏み出せたと思います。4 月 3 日には豊川商工会議所 3 階の新事務所で業務を開始しました。

3 月、4 月の活動を振り返ってみます。パンフレットを 1000 部作り、関係機関・関係者らに広く配り、東三河後見センターの設立をご案内しました。パンフが残り少なくなかったので、もう 1000 部増刷しています。まずは当センターの存在を広く知っていただくことが大切です。会員の皆様も身近な方で成年後見制度に関心のある方、関心をもっていただきたい方に一声かけながらパンフをお渡しください。

5 月 27 日の記念シンポジウムでは、豊川市のほか、蒲郡市、新城市、豊川市社会福祉協議会、豊川商工会議所に後援申請書を提出し、すべて認められました。前記三市の窓口にはパンフレットとシンポジウムの案内チラシをおかせていただいています。参加申込は幅広い方からいただいています。会場は 150 人定員とこれまでより大きいので、もうひとがんばりの呼びかけ・お誘いが必要です。

愛知県社会福祉士会では、研修会の講師に当センター会員が招かれ法人設立の報告や事例検討を行いました。愛知県社会福祉士会はこれまで成年後見人養成研修の支部推薦をまったく行わない支部でしたが、ようやく重い腰を上げ、平成 19 年度の養成研修から支部推薦を実施することになりました。今回は 10 人の希望者のうち条件を満たした 7 人が支部推薦を受けたようです。7 人のうち 4 人は当センターの会員でした。当センターの設立は県社会福祉士会にも新しい風を吹き込んでいます。

会員数が少しずつ増えています。新しい会員は、福祉関係事業所職員ほか医師、精神障害者の家族会の方、市町の議員、会計士(賛助会員)、医療法人(賛助会員)などで、私たちの予想をはるかに超える広がりを作りつつあります。平成 19 年度は、東三河後見センターのネットワークが高齢者・障害者の権利擁護のセーフティネットとして機能することを実績で示し、寄せられる期待に応えたいものです。

平成19年度会費納入のお願い

新年度に入りました。總會にお出かけの折に、会費の納入をよろしくお願いたします。口座振込の準備もできましたのでご利用ください。

尚、振込み手数料につきましては、誠に恐縮ではありますが、ご負担下さいますようご協力の程よろしくお願いたします。

豊川信用金庫 本店

店番 001 口座番号 3376670

口座名義「特定非営利活動法人東三河後見センター」

代表理事 長谷川卓也

☆ 会費・会員種別

会員種別		会費
正会員		入会金：5,000円、年会費 5,000円
賛助会員	個人	入会金：なし 年会費 3,000円以上（1口1,000円、3口以上）
	法人	入会金：なし 年会費 10,000円以上（1口1,000円、10口以上）

☆ 権利・特典

会員種別	権利・特典
正会員	<ul style="list-style-type: none"> ① 会報が毎号届けられる ② 当法人の市民活動委員会の会議とその活動に参加することができる ③ 当法人の後見人等受任候補者名簿に、理事会の審査を経た上で登録することができる ④ 当法人主催の後見人等受任候補者研修会に参加することができる ⑤ 成年後見等高齢者・障害者の福祉について、いつでも当法人に無料で相談することができる
賛助会員	<ul style="list-style-type: none"> ① 会報が毎号届けられる ② 当法人の市民活動委員会の会議とその活動に参加することができる ③ 成年後見等高齢者・障害者の福祉について、いつでも法人に無料で相談することができる ④ 成年後見等の普及・啓発のための学習会・講演会等に当法人の職員・正会員等を講師として招くことができる